

## 会員に関する細則

この細則は、日本周産期メンタルヘルス学会会則第 7 条及びその他で規定している会員に関する事項を定める。

第 1 条 正会員になろうとする者は、下記の事項を具備することを要する。

- 1) 周産期メンタルヘルスの診療・研究・教育・行政関係に従事する者
- 2) 所定の入会申込書に所要事項を記載し、学会事務局へ提出すること
- 3) 理事会において承認を得ること

第 2 条 賛助会員になろうとする者は、下記の事項を具備することを要する。

- 1) 本会の目的に賛同し事業を援助する者
- 2) 所定の入会申込書に所要事項を記載し、学会事務局へ提出すること
- 3) 理事会において承認を得ること

第 3 条 入会の許可を受けた者は、下記の年会費を納入しなければならない。

- 1) 正会員の年会費 5,000 円
- 2) 役員の年会費 6,000 円
- 3) 賛助会員 一口 30,000 円

第 4 条 会員は、理事会において別に定める休会届に期間および理由を付して提出することにより、休会することができる。

- 1) 休会届は、原則として前年度中に提出を行う
- 2) 最長で3年間休会することができる
- 3) 休会中は会費の支払いを免除されるが、会員としての権利は停止される
- 3) 休会届提出後3年を経過した場合は、復会・休会継続・退会いずれかの届出を要する。但し、休会期間3年経過後1年以内に届出がない場合は、自然退会とし、再度、入会をする場合は、所定の入会手続きを行い、理事会にて審議する

第 5 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、退会することができる。

- 1) 退会届は、原則として前年度中に提出を行う
- 2) 再度、入会をする場合は、所定の手続きを行い、理事会にて審議する

### 附則

1. この細則の変更は理事会で行う。
2. この細則は平成 26 年 11 月 13 日から施行する。